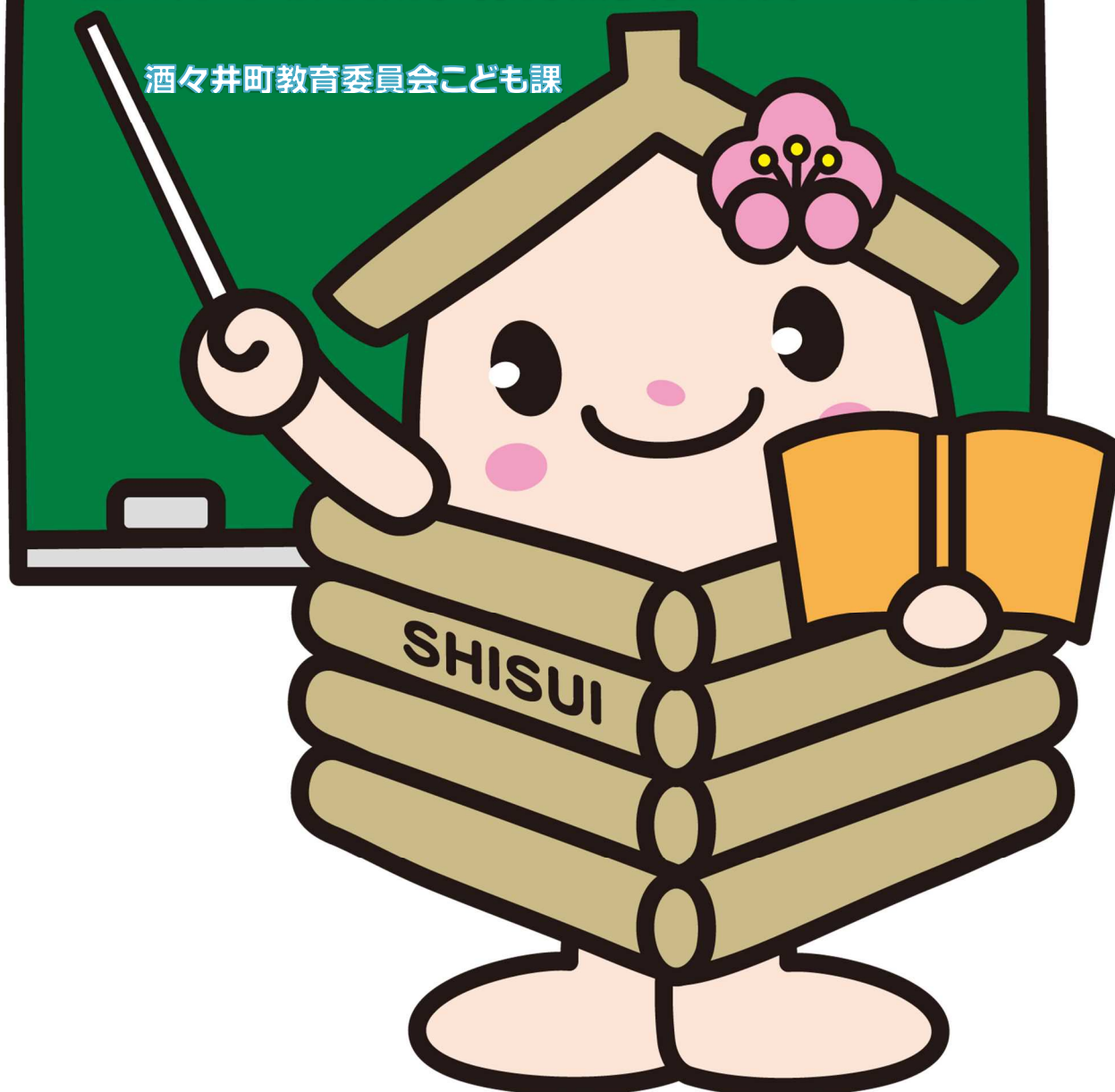


酒々井町幼児教育・保育無償化制度のご案内

酒々井町教育委員会こども課



幼児教育・保育無償化について

国では、幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策と、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を無償化の趣旨とし、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が、令和元年5月10日に可決、成立したことから令和元年10月1日より実施されることとなりました。

1. 幼児教育・保育無償化の範囲

3歳児から5歳児までの子ども及び0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子どもについての保育園保育料、認定こども園保育料が無償化となります。

また、満3歳児から5歳児までの私立幼稚園に通園する子どもに対して、月額2.57万円を上限とし幼稚園利用料（保育料）及び当該年度の入園料が無償化の対象となります。更に、幼稚園等の預かり保育を利用している園児について、保護者が「保育の必要性」の認定を受けることで、預かり保育料についても1.13万円を上限に無償化の対象となります。

1. 無償化の範囲

子どもの年齢		3～5歳児クラス		0～2歳児クラス		
		※3歳で迎える4月1日～小学校就学前		※出生から3歳になって最初の3月31日まで		
保育の必要性		あり	なし	あり		なし
住民税課税状況		—	—	非課税世帯	課税世帯	—
サービスの種類	保育園 認定こども園（保育） P5	無償	利用不可	無償	無償化の対象外	利用不可
	認定こども園（教育） P6	無償		—	—	—
	認定こども園（教育）の 預かり保育料 ※ P6	11,300/月 まで無償	無償化の 対象外			
	幼稚園 P8	25,700/月まで無償				
	幼稚園の預かり保育料 P9	11,300/月 まで無償	無償化の 対象外	合計 42,000/月 まで無償	無償化の対象外	
	認可外保育施設、ベビー シッター、病児保育、フ ァミリー・サポート・セ ンター、一時預かり P10	合計 37,000/月 まで無償				

※ 3歳の誕生日以降、3歳児クラスより前に認定こども園（教育利用）または幼稚園に入園する「満3歳児クラス」については、上記3～5歳児クラスと同様ですが、預かり保育料の無償化の対象になるには保育の必要性に加え、住民税非課税世帯である必要があります。（月額16,300円が上限）



2. 給付認定について

サービスや無償化給付を受けるためには、給付認定が必要になります。既に保育園や認定こども園を利用している場合は、教育・保育給付1号～3号認定（以下「現〇号認定」と標記します）を受けていますが、これらの認定に変更はありませんので新たな手続きは不要です。（名称が支給認定から教育・保育給付認定へ変わります）

私立幼稚園を利用している人、認定こども園（教育）の利用者で預かり保育を希望する人、認可外保育施設等を利用している人は無償化給付を受けるために施設等利用給付1号～3号認定（以下「新〇号認定」と標記します）を受ける必要があります。詳しくは、酒々井町こども課までお問い合わせください。

○現1～3号認定（教育・保育給付認定）

認定区分	対象	保育の必要性・対象サービス	
現1号	満3歳以上	なし	認定こども園（教育利用）など
現2号	満3歳以上	あり	保育園、認定こども園（保育利用）など
現3号	0～2歳児		

○新1～3号認定（施設等利用給付認定）

認定区分	対象	保育の必要性・対象サービス	
新1号	満3歳～5歳児クラス	なし	幼稚園
新2号	3歳～5歳児クラス	あり	●幼稚園・認定こども園（教育利用）+預かり保育 ●認可外保育施設など
新3号	0～2歳児クラス かつ 住民税非課税世帯 （満3歳児クラス）	あり	

3. 保育の必要性について

「保育の必要性」とは、保護者の就労、病気などで家庭において必要な保育が出来ない状況をいいます。

【保育の必要性の事由】

- ①就労：1月において60時間以上の労働を常態としていること

- ②出産：母親の出産予定の日を基準日として、前8週間目の属する日の月の初日から、出産日の翌日から起算して8週間目の属する日の月の末日まで
- ③疾病・障害：疾病にかかり、若しくは負傷し、または精神若しくは身体に障害を有していること
- ④親族の介護：親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護していること
- ⑤災害復旧：保護者が震災、風水害、火災の復旧に当たっているため児童の保育ができないこと
- ⑥求職中：求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること
- ⑦就学：学校教育法に規定する学校や職業訓練校に在学していること
- ⑧育児休業中の継続入園：育児休業取得時に、すでに保育園等を利用している子どもがいて、当該施設の継続利用が必要であること
- ⑨その他：上記と同様の状態と認められる場合



2. 保育園等を利用されている人

保育園又は認定こども園の保育利用者（現2・3号認定）です。

1. 保育料の無償化

3～5歳児クラスの保育料が無償化されるため、町又は施設への支払が無くなります。なお、延長保育料や教材費、行事費、給食費などは無償化となりません。


子どもの年齢	現在	2019年10月～
3～5歳児クラス	町が設定する所得 に応じた保育料	無償
0～2歳児クラス 住民税非課税世帯の場合		
0～2歳児クラス 住民税課税世帯の場合		無償化対象外

※ 多子世帯の負担軽減は、兄弟姉妹の保育料が無償化されても現行（第2子半額、第3子無償）どおり継続します。

※ 企業主導型保育施設は、同程度の無償化が図られます。

2. 給食費の支払い方

3～5歳児クラスの給食費は無償化の対象とならないため、今後は町や施設にお支払いいただくこととなります。

	3～5歳児クラス		0～2歳児クラス	
	現在	2019年10月 以降	現在	2019年10月 以降
主食費 (ごはん・パン・麺等)	副食費は保 育料として 保護者負担	給食費として 保護者負担	保育料として保護者負担	
副食費 (おかず、おやつ、ミルク等)				

※ 給食費の支払は、施設から示され施設に支払います。（公立保育園は町へ支払います）

※ 年収360万円未満相当世帯及び第3子は、副食費が免除されます。（住民税所得割課税額で審査します）

3.認定こども園等(現1号認定)を利用されている人

認定こども園等の教育利用又は公立幼稚園等(現1号認定)利用者です。

1.保育料の無償化

幼児教育無償化により満3～5歳児クラスの保育料が無償化されるため、市町村又は施設への支払いが無くなります。なお、預かり保育料(下記2を除く)、給食費(下記3を除く)、教材費、行事費、バス送迎費などは無償化となりません。

子どもの年齢	現在	2019年10月～
満3～5歳児クラス	町が設定する所得に 応じた保育料	無償

※ 満3歳児クラス・・・3歳の誕生日以降3歳児クラスより前に入園すること。(プレ保育とは異なります)

2.預かり保育料の無償化

町から「保育の必要性の認定」(新2・3号認定)を受けた場合に、預かり保育料について月額11,300円(満3歳児クラスの新3号認定の場合は月額16,300円)まで無償(償還払い※)になります。(無償化される額は450円×利用日数です)

※ 償還払い・・・保護者が費用を支払い、後から払い戻しを受ける。

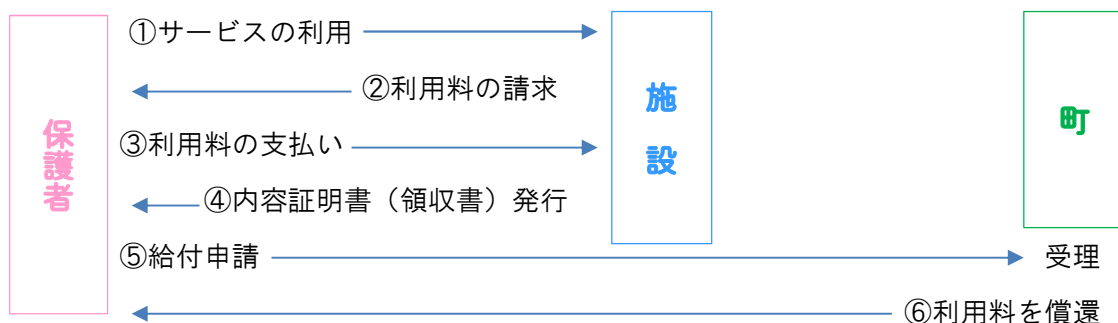
【対象となるには】

現1号認定に加えて、新2・3号認定を受ける必要があります。必要な書類を準備し、申請してください。

【十分な預かり保育が提供されない施設の場合】

認可外保育施設なども併せて利用できます。複数利用の場合も、無償化の上限は月額11,300円です。(新3号認定の場合は月額16,300円です)

【償還払いの手続き方法】

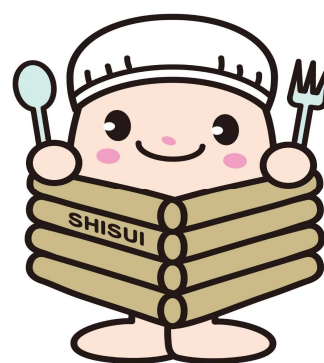


2. 給食費の支払い方

これまでどおり認定こども園等にお支払いいただきます。

	現在	2019年10月以降
主食費（ごはん・パン・麺等）	保護者負担	
副食費（おかず、おやつ、ミルク等）	保護者負担	保護者負担※

※ 年収360万円未満相当世帯及び第3子は、副食費が免除されます。（住民税所得割課税額で審査します。）



4.幼稚園を利用されている人

子ども・子育て支援制度に移行していない私立幼稚園利用者です。

1. 保育料の無償化

幼児教育無償化により満3～5歳児クラスの入園料・保育料が月額25,700円まで無償になります。預かり保育料（下記3を除く）、給食費（下記4を除く）、教材費、行事費、バス送迎費などは無償化の対象になりません。

子どもの年齢・認定	現在	2019年10月～	
満3～5歳児クラス 新1号認定	園が定めた入園料・保育料を支払い、私立幼稚園就園奨励費制度により基準額を支給	月額25,700円を上限に無償化※	預かり保育料は無償化対象外
3～5歳児クラス 新2号認定			月額11,300円を上限に預かり保育料の無償化（450円×利用日数）
満3歳児クラス 新3号認定（非課税世帯）			月額16,300円を上限に預かり保育料の無償化（450円×利用日数）

※ 原則として現物給付（町が施設に支払うことで保護者は負担しない）となりますが、幼稚園所在地の運用方法などにより、施設によっては償還払い（保護者がいったん入園料を支払い、町からの払い戻しを受ける）の場合があります。

2. 無償化を受けるための認定

幼稚園を利用している人が無償化を受けるためには、保護者が新1～3号認定のいずれかの認定を受ける必要があります。

対象者	認定区分
預かり保育の利用を希望しない人 （下記新2・3号の対象にならない場合を含む）	新1号認定
3（年少）～5（年長）歳児クラスで保育の必要性がある人 （預かり保育の無償化を希望する人）	新2号認定
満3歳児クラス（3歳の誕生日から最初の3月31日まで）で保育の必要性がある人のうち、住民税非課税世帯である人（預かり保育の無償化を希望する人）	新3号認定

※ 満3歳児クラスはプレ保育とは異なります。全ての幼稚園が実施しているものではありません。

3. 預かり保育料の無償化

町から「保育の必要性の認定」（新2・3号認定）を受けた場合に、預かり保育料について月額11,300円（満3歳児クラスの新3号認定の場合は月額16,300円）まで無償（償還払い）になります。（無償化される上限額は450円×利用日数です）

【対象となるには】

現1号認定に加えて、新2・3号認定を受ける必要があります。必要な書類を準備し、申請してください。

【十分な預かり保育が提供されない施設の場合】

認可外保育施設なども併せて利用できます。複数利用の場合も、無償化の上限は月額11,300円です。（新3号認定の場合は月額16,300円です）

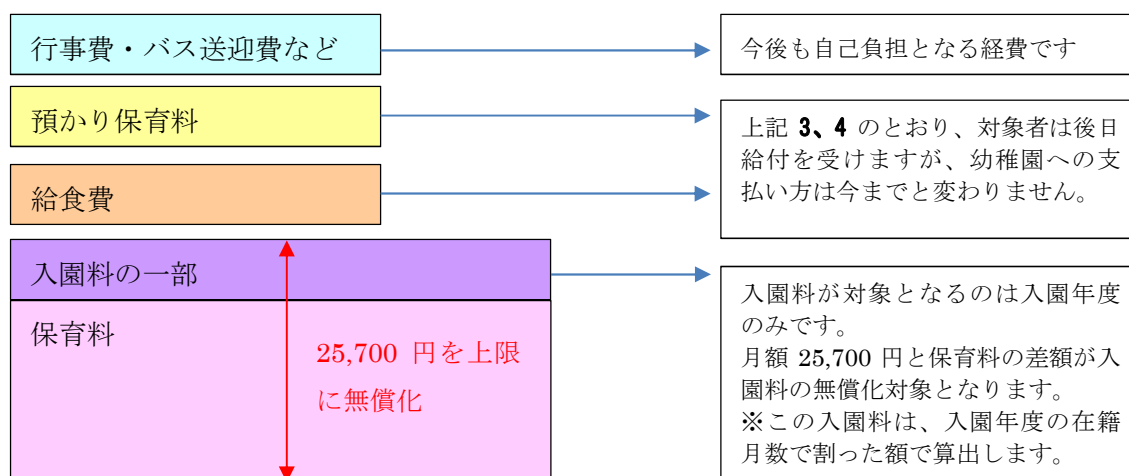
4. 給食費の支払い方

これまでどおり幼稚園にお支払いいただきます。

	現在	2019年10月以降
主食費（ごはん・パン・麺等）	保護者負担	
副食費（おかず、おやつ、ミルク等）	保護者負担	保護者負担※

※ 年収360万円未満相当世帯及び第3子は、副食費が免除されます。（住民税所得割課税額で審査します）

幼稚園の保育料無償化のイメージ（月額）



5.認可外保育施設などを利用されている人

施設に在入園していない在宅児童なども含みます。

1.保育料（利用料）の無償化

今まで利用料が助成されていなかった認可外保育施設なども、下記のように無償化されます。無償化の対象になるには、町から「保育の必要性の認定」（新2・3号認定）を受ける必要があります。

子どもの年齢	現在	2019年10月～
満3～5歳児クラス 「保育の必要性の認定」を受けた家庭の子ども	施設が定めた	合計37,000円/月まで無償
0～2歳児クラス 「保育の必要性の認定」を受けた家庭の子ども 住民税非課税世帯	利用料の負担 (全額負担)	合計42,000円/月まで無償

【対象となる施設・サービス】

認可外保育施設、ベビーシッター、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センターです。認可外保育施設については、市町村の確認を受けている必要があります。

2.給付（償還払い）の受け方

施設から領収書や提供した内容の証明書を発行してもらいます。その後、保護者が町に直接、給付申請書を提出し、利用料の償還払い（保護者が費用を支払い、後から払い戻しを受ける）を受けます。償還払いのイメージは、P5【償還払いの手続き方法】を参考にしてください。

複数のサービスを利用している場合、月ごとに全ての利用料をまとめて請求してください。

(お問合せ先)

〒285-8510 酒々井町中央台4-11
酒々井町役場教育委員会こども課
☎(代)043-496-1171